

社団法人大阪府ペストコントロール協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人大阪府ペストコントロール協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、環境衛生特にそ族昆虫駆除を通じて、健康にして住みよい地域社会の造成とその維持発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) そ族昆虫駆除に関する調査研究
- (2) そ族昆虫駆除について一般への知識の普及並びに委託作業の実施
- (3) そ族昆虫駆除に関して地方公共団体並びに地域組織団体への奉仕協力
- (4) 環境衛生、特にそ族昆虫駆除に関する高度の専門知識の修得と技術向上を図るための研修及び各種の調査事業
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員 正会員の種別は、次の通りとする。

防除業会員

この法人の目的に賛同し入会したそ族昆虫駆除事業を行う法人又は個人

製造販売業会員

この法人の目的に賛同し入会した薬剤機材関連資材等の製造販売等を行う法人又は個人

学識者会員

大学教授経験者、研究者及び有識者

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人

(会 費)

第 6 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 正会員並びに賛助会員は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは会長に届出なければならない。

(除 名)

第 9 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決によりこれを除名することができる。

(1) 会費を 3 箇月以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をなしたとき。

(抛出金品不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第 11 条 この法人に、次の役員をおく。

理事 7 名以上 14 名以内 (会長、副会長及び常任理事を含む)

監事 2 名 (内 1 名は、会員外の税理士、公認会計士の有資格者若しくは有識者で会長が推薦した者)

2 . 理事及び監事は、総会において選任する。

3 . 理事のうち、会長 1 名、副会長 1 名、常任理事 2 名とし、第 1 項の役員の選任に関する必要なことは別に定める。

4 . 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 12 条 会長は、この法人を代表し会務を統括する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 . 常任理事は常務を処理する。
- 4 . 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 . 監事は民法第 59 条の職務を行う。

(任 期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 . 役員は、再任されることができる。
- 3 . 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 14 条 役員に、役員としてふさわしくない行為のあったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧 問)

第 15 条 この会に、顧問をおくことができる。

- 2 . 顧問は、理事会で推薦し会長が委嘱する。
- 3 . 顧問は、会長又は理事会の諮問に応じ、意見を述べるすることができる。
- 4 . 顧問の任期は、2 年とする。ただし再任されることができる。

第 4 章 事 務 局

(職 員)

第 16 条 この法人に、事務を処理するため事務局をおく。

- 2 . 事務局に専任の職員をおくことができる。
- 3 . 職員の身分俸給旅費支給規定等その他については、理事会の議決を経て会長これを定める。

第 5 章 会 議

(種 別)

第 17 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 18 条 総会は、正会員を以って構成する。
2 . 理事会は、理事を以って構成する。

(権 能)

第 19 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項を議決する。
(1) 事業計画の決定
(2) 事業報告の承認
(3) その他この法人の運営に関する重要な事項
2 . 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に附議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 20 条 通常総会は、毎年 2 月に開催する。
2 . 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の 4 分の 3 以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3 . 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上の会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 21 条 会議は、会長が招集する。
2 . 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書を以って通知しなければならない。

(議 長)

第 22 条 総会及び理事会の議長は、会長をもってこれにあたる。

(定 足 数)

第 23 条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の過半数以上の出席が

なければ開催することができない。

(議 決)

第 24 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか出席会員の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意を以って決する。

(書面表決等)

第 25 条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を以って表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 26 条 会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 27 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 30 条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め収支決算は、年度末終了後 2 箇月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 31 条 この法人の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終る。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 33 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2 . 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員数の 5 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 . 解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 34 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 . この法人の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿

のとおりとしその任期は第 13 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 44 年 3 月 31 日までとする。

- 2 . この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 30 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 . この法人の設立当初の会計年度は、第 31 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 43 年 3 月 31 日までとする。
- 4 . この法人の平成元年度会計年度は、第 31 条の規定にかかわらず平成元年 4 月 1 日から平成元年 12 月 31 日までとする。
- 5 . 法人の定款第 6 条は平成 3 年 10 月 25 日より施行する。
- 6 . この法人の定款第 5 条、第 11 条第 1 項、第 3 項、第 15 条及び第 22 条は、認可のあった日から適用する。